附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則様式第三号（次項において「旧様式」という。）による職業訓練受講給付金支給申請書は、この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則様式第三号による職業訓練受講給付金支給申請書とみなす。

3　この省令の施行の際現に存する旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第六十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第二十八条第二項、第四十九条及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の部園芸科の項中「農業薬品」を「農薬」に、「農業機械使用法」を「農業機械操作実習」に、「器工具使用法」を「器工具使用実習」に改め、同部造園科の項中「設計及び製図」を「設計及び製図法」に、「⑥　仕様及び積算」を「⑥　仕様及び積算関係法規」に、「④　養生」を「④　養生⑤　製図実習」に改め、同表の二十四の部製版科の項中「組版デザイン実習」を「レイアウトデザイン実習」に、「二二〇」を「二〇〇」に、「一〇〇」を「一二〇」に、「二一〇」を「一五〇」に、「二九〇」を「三五〇」に改め、同部印刷科の項及び製本科の項中「二二〇」を「二〇〇」に、「一〇〇」を「一二〇」に改め、同表の三十の部食肉加工科の項中「くん煙装置」を削り、同表の三十九の部公害検査科の項中

「①　公害概論	
②　汚染物質	
③　音響及び振動	を
④　測定法	
⑤　防止及び処理」	

「①　公害総論	
②　水質・土壌概論	
③　大気概論	
④　騒音・振動概論	
⑤　測定法	
⑥　防止及び処理　」	

に、「大気検査実習」を「大気測定実習」に、「水質検査実習」を「水質・土壌測定実習」に改め、同表の四十一の部金属塗装科の項中「④　塗料」を「④　塗料概論」に、「塗装実習」を「金属塗装実習」に改め、同部木工塗装科の項中「塗装実習」を「木工塗装実習」に改め、同表の四十八の部介護サービス科の項中「老人福祉論」を「高齢者福祉論」に、「介護機器取扱実習」を「福祉用具・介護用品取扱実習」に、「老人介護実習」を「高齢者介護実習」に改める。

別表第十一製版・印刷科の項中「写真原理　発色現象　感光用材料　写真用材料　デジタル画像」を「写真原理」に、「製版法（画像処理　グラフィックデザイン　製版法　製版機械」を「プリプレス（画像処理　グラフィックデザイン」に改め、同表公害検査科の項中「水質汚濁　騒音」を「水質汚濁　土壌汚染　騒音及び振動」に改め、同表介護サービス科の項中「老人福祉論」を「高齢者福祉論」に、「介護機器」を「福祉用具・介護用品」に改める。

別表第十二農業機械整備の項中「及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）」を「、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）関係法令、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）関係法令、道路交通法関係法令及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）」に改め、同表冷凍空気調和機器施工の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同表酒造の項中「排出水の種類及び処理方法」を「排出水の種類及び品質管理方法」に、「及び水質汚濁防止法」を「、水質汚濁防止法関係法令、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）関係法令及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）」に、「測定」を「測定」に改め、同表配管の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同表防水施工の項中「ウレタンゴム系塗膜防水工事における養生及び保護」を「アクリルゴム系塗膜防水工事における養生及び保護」に、「合成ゴム系シート防水工事における養生及び保護」を「塩化ビニル系シート防水工事における養生及び保護」に、「シーリング防水工事における養生及び保護」を「シーリング防水工事における養生」に改める。

別表第十三農業機械整備の項中「及び使用済自動車の再資源化等に関する法律」を「、使用済自動車の再資源化等に関する法律関係法令、消費生活用製品安全法関係法令、道路交通法関係法令及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に改め、同表冷凍空気調和機器施工の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同表酒造の項中「貯蔵　品質管理」を「貯蔵　食品衛生及び品質管理」に、「及び食品衛生法」を「、食品衛生法関係法令、水質汚濁防止法関係法令、食品表示法関係法令及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に改め、同表配管の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同表防水施工の項中「ウレタンゴム系塗膜防水工事における養生及び保護」を「ウレタンゴム系塗膜防水工事における養生及び保護」に、「アクリルゴム系塗膜防水工事における養生及び保護」を「アクリルゴム系塗膜防水工事における養生及び保護」に、「合成ゴム系シート防水工事における養生及び保護」を「合成ゴム系シート防水工事における養生及び保護」に、「塩化ビニル系シート防水工事における養生及び保護」を「塩化ビニル系シート防水工事における養生及び保護」に、「シーリング防水工事における養生及び保護」を「シーリング防水工事における養生」に改める。

別表第十四金属溶解の項中「鋳鉄溶解作業業」を「鋳鉄溶解作業」に改める。

第二条　職業能力開発促進法施行規則の一部を次のように改正する。

別表第五第一号の表機械加工科の項中「ラップ盤加工法　ホーニング盤加工法」を「ホーニング盤加工法」に改め、同表陶磁器製造科の項中「手ろくろ成形法　絵付け法」を「絵付け法」に改め、別表第五第二号の表機械加工科の項中「ラップ盤加工法　ホーニング盤加工法」を「ホーニング盤加工法」に改め、同表陶磁器製造科の項中「手ろくろ成形法　絵付け法」を「絵付け法」に改める。